|  |
| --- |
| **令和５年度OSAKAしごとフィールドにおける総合就業支援業務****に係る企画提案公募要領** |

230307修正

大阪府では、働きたいと思う方々の就職と、府内企業の産業人材確保の実現を目的に「令和５年度OSAKAしごとフィールドにおける総合就業支援業務（以下、本業務と記載。）」を実施します。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託者を募集します。

本業務は、「令和５年２月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立に加え、国における交付決定、採択決定等を前提とした業務で構成される停止条件付き業務です。予算が成立しない場合や国において交付決定、採択決定がなされなかった場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

Ａ：OSAKAしごとフィールド運営業務：「令和５年２月定例府議会大阪府一般会計予算」における成立内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

Ｂ：再生から成長へ　OSAKA人材活躍推進業務：国において補助金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

Ｃ：潜在求職者活躍支援プロジェクト業務：国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

Ｄ：中核人材雇用戦略デスク業務（同体制拡充業務を含む）：国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

Ｅ：高校生地域就職促進業務：「令和５年２月定例府議会大阪府一般会計予算」における成立内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

# １　 委託業務名

令和５年度OSAKAしごとフィールドにおける総合就業支援業務

(1)　業務の趣旨・目的

大阪府では、総合就業支援拠点OSAKAしごとフィールドにおいて、就職困難者をはじめ、働きたくて

も働けないすべての方々を対象に就業支援を実施しています。

現在、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等により、雇用情勢は依然として厳しい状況が続

く一方、企業においては、大阪の成長を支える「製造」「情報通信」「運輸」「建設」「インバウンド関連」

を中心に人材確保が喫緊の課題となっています。

OSAKAしごとフィールドの果たす役割は益々大きくなっており、引き続き、年齢や性別、障がいの有

無に関わらず、働きたいと思う方々の就職と、企業の人材確保につなげていくために必要な支援を実施

します。

(2)　業務概要

総合就業支援拠点「OSAKAしごとフィールド」と、府内企業の産業人材確保支援を行う「中小企業人

材支援センター」を設置し、一体的に運営を行い、関係機関と相互に連携して効果の最大化を図りつつ、

常に研究、評価、修正を繰り返しながら、本業務を実施します。なお、本業務は支援の内容に応じて国

の財源を最大限活用することとしたため、財源の区分により以下のＡ～Ｅの委託業務に役割分担して

いますが、個々の支援を切り離して実施するのは困難であり、相互に連携・補完することにより、一体となって高い事業効果を発揮します。

各業務の詳細は、仕様書を参照してください。

Ａ OSAKAしごとフィールド運営業務

　・財源：大阪府単独事業

　・主な役割：就職困難者に対する就業支援と、企業の人材確保支援を実施。

Ｂ 再生から成長へ　OSAKA人材活躍推進業務

・財源：厚生労働省地域活性化雇用創造プロジェクト事業（国庫８/10）

・主な役割：「製造」「情報通信」「運輸」「建設」「インバウンド関連」の５分野への正社員就職を

実現する。

Ｃ 潜在求職者活躍支援プロジェクト業務

・財源：デジタル田園都市国家構想交付金事業（国庫１/２）、

地域就職氷河期世代支援加速化交付金（国庫３/４）

・主な役割：潜在的な求職者の掘り起こしと、企業とのマッチングを実施。

Ｄ　中核人材雇用戦略デスク業務（同体制拡充業務を含む）

　　（Ｄ１「中核人材雇用戦略デスク業務」、Ｄ２「中核人材雇用戦略デスク体制拡充業務」）

　・財源：Ｄ１　デジタル田園都市国家構想交付金事業（国庫１/２）

　　　　　Ｄ２　デジタル田園都市国家構想交付金事業（国庫10/10）

　・主な役割：府内中堅・中小企業に対し、中核人材の確保支援を実施。

Ｅ　高校生地域就職促進業務

・財源：大阪府単独事業

　・主な役割：中堅・中小企業の魅力を高校生に伝え、将来の人材確保に寄与する。

(3) 委託上限額：（全体額）**457,672,000**円（消費税及び地方消費税の額を含む）

《内訳》Ａ　　**232,925,000**円（消費税及び地方消費税の額を含む）

　　　　　　　（各年度の内訳）

令和５年度：68,793,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

令和６年度：82,066,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

令和７年度：82,066,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

　　　　Ｂ　　**121,457,000**円（消費税及び地方消費税の額を含む）

　　　　Ｃ　　**51,628,000**円（消費税及び地方消費税の額を含む）

　　　　Ｄ１　**22,219,000**円（消費税及び地方消費税の額を含む）

　　　　Ｄ２　**27,500,000**円（消費税及び地方消費税の額を含まない）

　　　　Ｅ　 **1,943,000**円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（4） 委託予定期間

Ａ　　：令和５年６月１日（予定）から令和８年３月31日

　　　　　 Ｂ～Ｅ：令和５年６月１日（予定）から令和６年３月31日

# ２　スケジュール

　令和５年　２月28日（火曜日）　 公募開始

令和５年　３月２日（木曜日）　 説明会開催

令和５年　３月８日（水曜日）　 質問受付締切

令和５年　３月24日（金曜日）　 提案書類提出締切

令和５年　３月下旬頃　　　　 　 選定委員会

令和５年　５月末日頃　　　　　　 契約締結

令和５年　６月１日（木曜日）　　 業務開始

令和６年　３月31日（日曜日）　　Ｂ～Ｅ業務終了

令和８年　３月31日（火曜日）　 Ａ業務終了

# ３　公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」と記載。）で

あること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が要件を満たすこと。（なお、(3)の要件につ

いては共同企業体構成員の代表が、(9)の要件については共同企業体の構成員のいずれかが有していれ

ばよい。）

(1)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前

の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準

禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、

契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に

掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号の

いずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措

置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若し

くは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立

てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、か

つ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた

者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続

開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定

を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、

金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者で

ないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者であること。

(4) 府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる

措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和

２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参

加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

　 イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

　 ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8)　府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又

は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談

合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平

成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことによ

り損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(9)　提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けてい

る必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

# ４　応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布期間

令和５年２月28日（火曜日）午後２時00分から令和５年３月24日（金曜日）まで

（土曜日及び日曜日を除く。午前10時から午後６時まで）

イ　配布場所及び受付場所

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 就業支援グループ

住　　所：大阪市中央区北浜東３－14　エル・おおさか本館３階

電話番号：０６－６３６０－９０７２

ウ　配布方法

上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、雇用推進室 就業促進課ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/osf\_proposal\_2023/index.html

からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

令和５年２月28日（火曜日）から令和５年３月24日（金曜日）まで

（土曜日及び日曜日を除く。午前10時から午後６時まで）

オ　提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送・メール等による提出は認めません。)

カ　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2)　応募書類（以下書類は電子媒体（USBメモリ、CD-R等）での提出もお願いします。）

 ※応募書類の表紙、背表紙及び電子媒体には提案事業名と提案団体を記入してください。

ア　応募申込書（様式１：10部）

イ　企画提案書（様式２：10部）

　企画書提出には仕様書に記載のある業務の内容を漏れなく記載してください。

ウ　応募金額提案書（様式３：10部）

エ　業務実施体制の組織表（様式自由：10部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）

オ　事業実績申告書（様式４：10部、過去３年間において同種又は類似する事例に取り組んだ実績

があれば、記載してください）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

キ　共同企業体（この業務を目的として構成された共同企業体のみ）で企画提案する場合、以下の

書類を提出してください。

①共同企業体届出書（様式５：１部）

②共同企業体協定書の写し（様式６：１部）

③委任状（様式７：１部、構成員が支店等である場合で代表者から支店長等に委任する場合のみ）

④使用印鑑届（様式８－１又は様式８－２：１部）

◆添付書類

共同企業体で企画提案する場合は、添付書類ア～ケは、共同企業体すべての構成員について提出し

てください。

ア　定款又は寄付行為の写し（１部、３ヶ月以内の日付で原本証明してください。）

イ　①法人登記簿謄本（履歴事項証明書・１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　　ウ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　　・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

　　　　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　エ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

　　　　②損益計算書

　　　　③株主資本等変動計算書

　　オ　障害者雇用状況報告書の写し等（１部）

a　常用雇用労働者数が43.5人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上)に義務化

されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

・公示の日の直前の６月１日現在（６月２日から７月14日までに公示された場合は、前年の６

月１日現在）の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で

受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併

せて提出してください。）

b　常時雇用労働者総数が43.5人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式第10）

　　カ　公正採用人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（１部）

キ　企業人権協議会への加入申込書の写し（１部）

ク　一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し（１部）

　　ケ　「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」

登録申請書の写し（１部）

※上記カ～ケについては、その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４紙ファイルに綴って提出

してください。

ウ　応募書類はモノクロ（白黒）、カラーのどちらでも可とします。

エ　企画提案書類はＡ４サイズで50ページ以内（表紙を除く）とし、複数業務を横断して実施す

るものと、Ａ～Ｅの業務ごとで実施するものを明確にし、わかりやすく記載してください。Ａ３

サイズを使用する場合、Ａ３サイズ１枚をＡ４サイズの２ページと見なします

オ　表紙及び背表紙には提案業務タイトル名「令和５年度OSAKAしごとフィールドにおける総合就業支援業務」と、提案事業者名を記入してください。

カ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　 キ　提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件への参加資格を失うものとします。

# ５　説明会の開催

本業務について、詳細な説明を行うため、提案予定者は可能な限り説明会に参加してください。

(1) 開催日時

令和５年３月２日（木曜日）午前10時00分から正午まで

(2) 開催場所

　　エル・おおさか本館11階　セミナールーム（所在地：大阪市中央区北浜東３－14）

　 　※来館の際は公共交通機関を利用してください。

(3) 申込方法

ア 電子メール（shugyosokushin-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

メール本文に、参加者の事業者名、役職名・氏名、連絡先、人数を記載の上、「件名」の始めに「【説明会申込：令和５年度OSAKAしごとフィールドにおける総合就業支援業務】」と明記し、申し込んでください。

イ 口頭又は電話による申し込みは受け付けません。

ウ 会場の都合により、応募者１者につき２名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

令和５年３月１日（水曜日）午後５時00分まで

(5) 電子メールアドレス：shugyosokushin-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※エル・おおさかの地図（配布・受付場所及び説明会会場）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東３－14



■最寄駅

●京阪・Osaka Metro谷町線「天満橋駅」より西へ300m

●京阪・Osaka Metro堺筋線「北浜駅」より東へ500m

# ６ 　質問の受付

(1) 受付期間

令和５年３月２日（木曜日）から令和５年３月８日（水曜日）午後５時00分まで

(2) 提出方法

電子メール（shugyosokushin-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「件名」の始めに「【質問：令和５年度OSAKAしごとフィールドにおける総合就業支援業務】」と

明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。ただし、電子メールの着信確認のみで、電話での質問は一切受け付けません。

確認先：大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 就業支援グループ

電　話：０６－６３６０－９０７２

ウ 質問への回答は就業促進課ホームページ（ホームページアドレス

https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/osf\_proposal\_2023/index.html）に掲示し、個別

には回答しません。

# ７ 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決

定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とし

ます。（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準８(5)参照のこと）

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査の日時は、

事前に通知を行います。

ウ　審査の結果、最優秀提案者の評価点が200点満点中120点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| 価格点以外 | 業務目的及び業務内容の理解度、充実度 | ・提案内容は求職者の就職環境や職場の定着状況、企業における求職者採用の現状を十分理解し、実現可能な内容が提案されているか。 | 10点 | 10点 |
| 事業遂行能力 | ・事業運営体制及び配置人員等が具体的に提示され、業務遂行に十分な体制を確保しているか。 | ５点 | ５点 |
| Ａ：OSAKAしごとフィールド運営業務 | 共通 | ・データベースについて、効率的・効果的な運用方法も含めて具体的に提案されているか。 | ５点 | 70点 |
| ・広報の全体戦略が具体的に提案されているか。かつ、ホームページの構成や、SNS等の活用方法について具体的に提案されているか。 | 20点 |
| 求職者支援 | ・育児や介護等と仕事の両立をめざす求職者向けのセミナーが具体的に提案されているか。 | ５点 |
| ・就職が困難な方を対象としたセミナーが具体的に提案されているか。 | 20点 |
| 企業支援 | ・セミナーについて、テーマ、講師等、有料で実施する場合は参加料集客方法、収支計画等が具体的に提案されているか。 | ５点 |
| ・金融機関と連携した合同企業説明会の内容が、具体的に提案されているか。 | ５点 |
| ・交流会について、企業の採用力向上や効果的な採用活動につながるように具体的に提案されているか。 | 10点 |
| Ｂ：再生から成長へ　OSAKA人材活躍推進業務 | 求職者支援 | ・求職者フォロー担当等によるWEBを活用した伴走支援の方法が具体的に提案されているか。 | ５点 | 45点 |
| ・転職希望者の利用増加につながる広報が具体的に提案されているか。 | ５点 |
| ・スキルアップやより短期間での就職に結びつくセミナーの内容が具体的に提案されているか。 | 10点 |
| 企業支援 | ・採用力診断ツール等の受診促進や個社支援への活用方法が具体的に提案されているか。 | ５点 |
| ・セミナーについて、講師、内容、テーマ、時期等も具体的に提案されているか。 | ５点 |
| マッチング支援 | ・WEBを活用したしごと体験の方法や内容が具体的に提案されているか。 | ５点 |
| ・求職者と企業の交流会について、相互理解を促する方法が具体的に提案されているか。 | ５点 |
| ・マッチングにつながる大規模合同企業説明会および求職者と企業の交流会の実施方法が具体的に提案されているか。 | ５点 |
| Ｃ：潜在求職者活躍支援プロジェクト業務 | 求職者支援 | ・支援対象者（女性、高年齢者、就職氷河期世代）の分析に基づいた、掘り起こしのための効果的な広報手段が、それぞれ具体的に提案されているか。 | ５点 | 25点 |
| ・支援対象者に応じた、セミナー、研修プログラム（マッチング手法含む）がそれぞれ具体的に提案されているか。 | 10点 |
| 企業支援 | ・支援対象者ごとに、マッチングの手法が具体的に提案されているか | ５点 |
| ・女性、高年齢者を雇用に結びつけるためのノウハウ提供方法が具体的に提案されているか。 | ５点 |
| Ｄ：人材雇用戦略デスク業務 | 企業支援 | ・新規企業の開拓にあたっての、連携先、連携手法についてそれぞれ具体的に提案されているか。 | ５点 | 10点 |
| ・大企業人材等を活用した副業・兼業を推進するための連携先や運用手法が、それぞれ具体的に提案されているか。 | ５点 |
| Ｅ：高校生地域就職促進業務 | 企業支援 | ・企業見学会やセミナーについて、中小企業の魅力発信に関する手法が、ぞれぞれ具体的に提案されているか。 | ５点 | ５点 |
| 府施策への協力※ | ・府の労働施策（公正採用選考人権啓発推進員の設置、大阪企業人権協議会・おおさか人材雇用開発人権センター、障がい者サポートカンパニーへの加入・加入予定状況）への対応状況、障がい者雇用率又は法定雇用障がい者数超過数を確認する。 | 10点 | 10点 |
| 価格点 | 《価格点の算定式》満点(20点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 | 20点 | 20点 |
| 合計点 | 200点 | 200点 |

※「府施策への協力」の配点は下表のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| 障がい者の雇用状況 | 障がい者の雇用　<実雇用率>　　４.６０％以上　　 ４点　　３.８４～４.５９％ ３点　　３.０８～３.８３％ ２点　　２.３１～３.０７％ １点 <法定雇用障がい者数超過数>７人以上 　　４点５～７人未満　　３点３～５人未満　　２点１～３人未満　　１点※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。　共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。 | ４点 |
| 公正採用選考人権啓発推進員の選任 | 公正採用選考人権啓発推進員の選任 | ２点 |
|  | 推進員を選任している　　　　　　　　［２点］推進員を選任していない ［０点］　　　　　　　　　　　 |
| 大阪企業人権協議会への加入 | 大阪企業人権協議会への加入の有無 | １点 |
|  | 加入している ［１点］加入していない　　　　　　　　 　　［０点］ |
| 就職困難者の就労支援への協力 | 大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（Ｃ－ＳＴＥＰ）〕への加入の有無 | １点 |
|  | 加入している　　　　　 ［１点］加入していない　　　 ［０点］ |
| 大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録 | 大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無 | ２点 |
| 登 | 優良企業　　　　　 　　　　　　　　 ［２点］登録企業　　　　 　　　　 　　　　 [１点]登録していない　　　 　[０点] |
| 合計 |  | 10点 |

　※公正採用選考人権啓発推進員の選任、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とします。

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知し

ます。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を就業促進課ホームページ（ホームページアドレス：https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/osf\_proposal\_2023/index.html）において公

表する。なお、採択されなかった提案者が１者であった場合は、当該提案者の提案金額及び得点は

公表しません。

①最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

②全提案者の名称　　　　　＊申込順

③全提案者の評価点　　　　＊得点順 内容は①に同じ

④最優秀提案者の選定理由　＊講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他（最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参

加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

# ８　契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3)　契約に際して、大阪府暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次

のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲

げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた

 者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しな

ければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区

とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は

登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額に

よる。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法

律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項にお

いて同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値

は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保

証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を

免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契

約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約

の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相

手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第２条第１項に

規定する独立行政法人、国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人

法第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該

契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと

認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

# ９　その他

(1)　応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

(2)　受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最

小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき

活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（ＢＣＰ）」

を策定するよう努めてください。

(3)　なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第１

項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」

の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構

成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）

の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を

結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに

認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよ

う努めてください。

**担当部局**

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 就業支援グループ

所在地：大阪市中央区北浜東３－14　エル・おおさか本館３階

電 話：０６－６３６０－９０７２

**別紙１**

**特記仕様書**

**Ⅰ　妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務**

1. 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
2. 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
3. 受注者は、下請負人等が暴力団及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請け人等に指導しなければならない。
4. 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

**Ⅱ　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５　受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第６　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

２　発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第８　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(１)　個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(２)　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(３)　個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

(４)　定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

(５)　個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

(６)　個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

(７)　個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検

(８)　私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

(９)　個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

(10)　その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

(11)　上記項目の従事者への周知

（収集の制限）

第９　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13　受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14　発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第16　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第17　受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

（６第２項関係）発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

|  |
| --- |
| （１）受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。（２）（１）の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。（３）受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。（４）（３）の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。（５）受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託業務であることを説明し、本委託業務の関係書類等を本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。（６）再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。（７）受注者は、委任した事務、業務が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。（８）再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。 |

第８（１）関係　個人情報管理台帳（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 受託業務名 |  |
| 受領年月日 |  |
| 大阪府庁担当部局・担当者名 |  |
| 個人情報が記録されている媒体・数量 | (例)　紙 ○○枚、ＦＤ○○枚 |
| 主たる個人情報の種別 | （例）申請者の氏名・住所・電話番号 |
| 個人情報の保管場所 | （例）○○室内鍵つきロッカー |
| 管理責任者名 |  |
| 作業従事者名 |  |
| 作業場所 |  |
| 作業場所からの持出しの有無 | （「有」の場合、持出管理簿等を別途作成） |
| 複写の有無 | （「有」の場合、複写管理簿等を別途作成） |
| 廃棄・返却年月日 |  |
| 備考 |  |

（注）受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除をお願いします。

**Ⅲ　委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項**

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

**（取扱方針）**

以下の２点については、原則禁止とする。

　　(１)　基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ

(２)　入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者か

らの出向社員等の受け入れ

　　 ただし、上記（２）に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働

　　　 者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に

事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

|  |
| --- |
| **【承認基準】**①　出向社員等の受入期間は最長１年間とする。②　受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。③　労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。（労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。）④　受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。⑤　出向元（派遣元）企業が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。 |

|  |
| --- |
| **（用語の定義）**(１)**「受注業者」**とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。(２)**「入札参加停止措置中の者」**とは、次のア又はイに該当する者をいう。ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者　イ　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者(３)**「出向社員等」**とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。　ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の１年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。(４)**「子会社」**とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第２条第３号に定めるものをいう。また、**「親会社」**とは法第２条第４号に定めるものをいう。 |